

小美玉市総合教育会議運営要綱 (案)

平成27年7月1日

訓令第 号

(総則)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に基づき、小美玉市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置するにあたり、会議の円滑な運営に必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 次の各号に該当する場合であって、市長及び教育委員会が合意したときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 会議の公正が著しく害されるおそれがある場合
- (3) その他、公益上必要があると認める場合

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他、市長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席をはなれること。
- (2) 私語，談話又は拍手をすること。
- (3) 議事に批評を加え，又は賛否を表明すること。
- (4) 写真，動画を撮影し，又は録音等を行うこと。
- (5) その他，会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は，市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは，速やかに退場しなければならない。

(議事録の公開)

第9条 市長は，会議の終了後，遅滞なくその議事録を作成し，これを公表するものとする。ただし，第4条において非公開とした内容については，公開しないものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は，政策調整課において処理する。ただし，教育委員会学校教育課は，政策調整課において処理する事務に協力するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，市長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は，公布のから施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が召集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。